
公益社団法人 自動車技術会

学術講演会講演規程・要領

第 29 版

	ページ
I 講演規程	
(講演内容, 申込方法, 提出物等について)……	1
II 講演要領	
.....	4
III 免責事項	
.....	5

I 講演規程(講演内容, 申込方法, 提出物等について)

1. 用語定義

この規程で用いられる用語を次に定義します

講演 学術講演会において口頭発表を行うこと

講演者 学術講演会において口頭発表を行う者

主著者 予稿に著者として記載される者の内、一番初めに記載される者。筆頭著者ともいう

共著者 予稿に著者として記載される者の内、主著者以外の者

予稿 学術講演会において公開、出版される文書

予稿集 予稿をまとめたもの

Summarized Paper 予稿を短くまとめた文書で、学術講演会において公開、出版される文書

講演資料 学術講演会において講演時に映写される資料。プレゼンテーション資料または映写資料ともいう

2. 講演内容

- (1) 未発表のものに限ります
- (2) 工学や技術面での独創性をもち、かつ永続的価値のあるもの
- (3) 工学や技術面での寄与度に重点をおき、実用性・速報性のあるもの
- (4) 主題・副題・本文に商品名及び所属機関名、これらのロゴを含まないもの
- (5) 講演時の画面表示(スライド)に商品名及び所属機関名、これらのロゴを含まないもの(ただし、紹介のトップページは除く)
- (6) 裁判等で係争中の案件、他者を誹謗中傷する内容を含まないもの
- (7) 人を対象とする研究は、自動車技術会「人を対象とする研究倫理ガイドライン」を遵守して実施され、倫理審査委員会等による審査承認を得たものであること。また、予稿中には実験等について審査承認を得ていることが記述されていること
(「人を対象とする研究倫理ガイドライン」<http://www.jsae.or.jp/01info/rules/kenkyu-rinri.html>)

3. 講演者の資格・要件

会員資格を問いません。但し、大学院生以外の学生は不可。

講演者は、予稿原稿及びSummarized Paper原稿を提出し、学術講演会において講演を行うこと。なお、原則として講演者1名につき1件のみ講演申込が可能です。

4. 講演者参加登録費

- (1) 講演者参加登録費

	正会員	学生会員	賛助会員／一般
講演者参加登録費*	8,000 円 (不課税)	3,000 円 (不課税)	20,000 円 (消費税別)

* 講演者参加登録者には、講演予稿集(DVD)が供与されます

- (2) 講演者は、採否連絡以降、参加登録費を原稿提出までにお支払いいただきます
- (3) 参加登録費の支払いが完了しますと、講演受付システムで原稿を提出することができます
- (4) 原稿提出締切日までに参加登録費の支払いと原稿の提出が行われない場合、講演を取り下げさせていただきます
(講演者ご自身による講演取り下げの手続きについては、8. 講演の取り下げ をご覧ください)
- (5) 原稿提出後の講演の取り下げは認められません
- (6) 講演者欠席により講演発表が行われなかった場合でも、講演者参加登録費の返金はいたしません

5. 講演申し込み方法

- (1) 講演者は、自動車技術会大会ウェブサイト上にある講演受付システムからお申し込み下さい。講演申込締切日は厳守です
- (2) 講演申し込みと同時に「自動車技術会論文集」、または英語論文集「International Journal of Automotive Engineering (IJAE)」への同時投稿ができます。詳細は、12. 論文集への投稿 をご覧ください

6. 登録内容の確認・修正・変更

講演申し込み後、講演者連絡先に受付番号とパスワードがメールで送られます
 受付番号とパスワードを入力して講演受付システムにログインし、登録内容の確認・修正・変更ができます
 <注意事項>

講演申込締切日以降:セッションの選択、要旨、連続講演の変更は認められません

原稿提出締切日以降:主題、副題、講演者、主著者、共著者、使用言語の変更は認められません

7. 採否の連絡

学術講演会運営委員会にて採否を決定した後、メールにて採否及びセッション名・講演日程の連絡をします
 なお、予稿原稿提出後に、その内容に著しく問題があると判断された場合は、採用を取り消す場合があります
 この場合、参加登録費は送金手数料を除き返金されます。

8. 講演の取り下げ

採否の決定から原稿提出までの間に講演を取り下げる場合、「講演取り下げ書」を事務局に提出して下さい

「講演取り下げ書」フォームはログイン後の講演受付システム上にあります
 尚、すでに参加登録費を支払い済みの場合は、送金手数料を除き返金致します

<注意事項>

講演を取り下げた後、講演受付システムにログインすることはできません

原稿提出後の講演取り下げは、原則認められません

9. 講演が行われなかった場合 (No-Show) の取り扱い

講演が行われなかった場合、その予稿の取り扱いは次の通りとなります

- (1) 当該予稿の著作権は、自動車技術会に帰属します
- (2) 当該予稿は、大会において配布される予稿集に収録されます。ただし、自動車技術会が公開している文献データベースに掲載されません。また、当該予稿は大会後に販売されません。
 予稿受理後(予稿集制作開始後)に取り下げられた講演の予稿にも、上記の取り扱いが適用されます

10. プログラムの公開

学術講演会プログラムは、開催2か月前に公表します

11. 提出物

- (1) 提出物
 「予稿原稿」と「Summarized Paper原稿」を必ず作成して下さい
 「予稿原稿」と「Summarized Paper原稿」の提出が無い場合は、講演を取り下げさせていただきます
- (2) 作成方法
 「予稿原稿」と「Summarized Paper原稿」は、原稿執筆要領とサンプルを参照のうえ、必ずテンプレートを使用して作成して下さい。日本語と英語では体裁が異なりますので、ご注意下さい
- (3) 原稿ページ数

① 予稿	日本語	6ページ以内
	英語	8ページ以内
② Summarized Paper		1ページ
- (4) 提出方法
 講演者参加登録費の支払いが完了しますと、講演受付システムで原稿を提出(アップロード)することができます
- (5) 査読
 本会では予稿集発行にあたっての査読を行っていません。受理された原稿がそのまま予稿集として発行されますので、読みやすく理解しやすい原稿を作成してください

- (6) 原稿の訂正
- ① 原稿提出締切日以前:訂正済みの原稿を、全ページ(PDFファイル)、講演受付システムから再アップロードして下さい
 - ② 原稿提出締切日以降:「正誤表」を350部作成し、講演者自身が大会会場へ持参し、講演会場担当者へ渡して下さい。講演時に内容訂正すると同時に、講演会場前の机上に「正誤表」が置かれていることをアナウンスして下さい
- (7) 著作権
 予稿及びSummarized Paperの著作権は、本会に帰属します
 詳細については、著作権規則をご覧ください(<http://www.jsae.or.jp/01info/newrules/199.pdf>)

12. 使用言語

- (1) 講演および予稿原稿の言語は同一とし、「日本語」または「英語」を使用して下さい
- (2) Summarized paper原稿は、「英語」で記述して下さい
- (3) 講演資料(パワーポイント等)は、講演の使用言語が英語・日本語に関わらず、次を使用して下さい
 春季大会:「英語」
 秋季大会:「英語」または「日本語」

13. 論文集への投稿

講演申込と同時に、「自動車技術会論文集」(和文論文集)、または「IJAE」(英語論文集)への投稿申込ができます
 論文投稿に係る費用については、自動車技術会大会ウェブサイトをご覧ください

審査の上、論文として認められたものは、「自動車技術会論文集」、または「IJAE」に掲載されます*

*「IJAE」はウェブサイトのみへの掲載による公開となります

- (1) 投稿方法
 講演申込時に「論文集への同時投稿申込」欄の「投稿する」にチェックして下さい。大会開催1ヶ月前に、論文集担当者よりE-mailにて、詳細をご案内します
- (2) ページ数
 講演申込と同時に投稿申込を行う場合の予稿原稿のページ数は、次の通りです

日本語原稿	6ページ以内
英語原稿	8ページ以内

II 講演要領

1. 使用言語

- (1) 講演発表は、「日本語」または「英語」とし、予稿原稿と同じ言語として下さい
- (2) 講演資料(パワーポイント等)は、講演の使用言語が英語・日本語に関わらず、次を使用して下さい
春季大会:「英語」*
秋季大会:「英語」又は「日本語」

2. 講演時間

講演時間15分と質疑応答など10分の計25分です。講演時間は厳守してください

3. 講演内容

- (1) 予稿原稿の内容に沿った発表を行ってください
- (2) 講演は、商業的な内容を避け、講演資料(パワーポイント等)に商品名及び所属機関名、これらのロゴを含まないようにしてください(ただし、紹介のトップページは除く)*
*所属機関名のロゴ等は講演時の資料(パワーポイント等)の1ページ目のみに掲載できることとし、2ページ以降には掲載しないようにしてください

4. 講演機器

- (1) 常設機器として用意されているものは以下の通りです。使用料は無料です
 - ① パソコン用プロジェクタ*
 - ② スクリーン
 - ③ レーザポインタ
 - ④ マイク

*パソコンは各自でご用意下さい。パソコンの推奨仕様等については、大会ウェブサイトをご覧ください
- (2) 機器の操作
試写および講演中のパソコンの操作はご自身で行って下さい。講演を補助する方の参加登録費は有料となりますのでご注意ください。
- (3) 持ち込み機器(パソコン以外)の設営及び操作
 - ① 事前に本会の承認を得た機器に限ります
 - ② 設営に要する費用が発生した場合は実費を申し受けます
 - ③ 講演者の持ち込み機器(パソコン以外)の設営及び操作は、すべて講演者の責任により行って頂きます
 - ④ 設営及び試写は、本会会場設営担当者の指示に従って実施して頂きます

5. 代理講演

講演者がやむを得ない理由により講演を行えず、代理者が講演を行う場合は、「代理講演申請書」を事務局に事前に提出してください。代理講演は、原則として予稿の共著者に限り、認められます

6. 講演発表証明書の発行(講演者の依頼により発行)

講演者の依頼により、講演発表証明書を発行します。当該証明書は、「講演を行うこと」と「予稿及び Summarized Paper の原稿提出」の要件を満たしている場合、発行されます。発表証明書が必要な方は、下記ウェブサイトから申請書フォームをダウンロードして下さい

(<http://www.jsae.or.jp/tops/application.php#2>)

Ⅲ 免責事項

1. 開催中止

天災、事変、感染症等により施設の使用が困難となった場合、政府および 行政機関等から催事の自粛要請等があった場合、または十分な参加者がいないなどの止むを得ない事由がある場合は、予告なく開催を中止する場合があります。

2. プログラム変更

天災、事故等により施設の使用に支障が出た場合、他の講演で遅延等が発生した場合など、止むを得ない事由がある場合は、予告なく講演会場、講演時間等を変更する場合があります

3. 講演中止

講演申込の内容と全く異なる講演が行われた場合は、講演を中止する場合があります。

4. 録画・録音等の制限

聴講者が講演の録画、録音およびこれに類する行為を行うことを禁止しております。ただし、プレス登録をされた方が講演者の承諾のもとに録画することは認めております。本会では、承諾を得ていない録画、録音等の行為が行われないようにできる限りの注意を払って運営しておりますが、完全なものではないことを予めご了承ください。

5. 設備不良

本会では、講演会場の設備不良等により講演に支障を来さないよう最大限の注意を払って運営しておりますが、完全なものではないことを予めご了承ください。なお、設備不良により、一部の機材等が使用できない場合があります。

6. 賠償責任

開催中止、プログラム変更、講演中止、違法な録画・録音、設備不良などにより発生した講演者のいかなる損害に対しても、本会は賠償責任を負いません。

公益社団法人自動車技術会 学術講演会講演規程・要領

1989年 10月 1日	第 1 版 発行	2011年 6月 15日	第 22 版 発行
1991年 9月 1日	第 2 版 発行	2012年 6月 15日	第 23 版 発行
1993年 10月 1日	第 3 版 発行	2013年 2月 1日	第 24 版 発行
1994年 10月 1日	第 4 版 発行	2013年 10月 1日	第 25 版 発行
1995年 10月 1日	第 5 版 発行	2014年 9月 1日	第 26 版 発行
1996年 10月 1日	第 6 版 発行	2016年 2月 1日	第 27 版 発行
1997年 10月 1日	第 7 版 発行	2018年 10月 9日	第 28 版 発行
1998年 10月 1日	第 8 版 発行	2019年 10月 4日	第 29 版 発行
1999年 10月 1日	第 9 版 発行		
2000年 3月 1日	第 10 版 発行		
2000年 9月 1日	第 11 版 発行		
2001年 1月 1日	第 12 版 発行		
2003年 2月 1日	第 13 版 発行		
2004年 1月 9日	第 14 版 発行		
2006年 2月 1日	第 15 版 発行		
2009年 2月 1日	第 16 版 発行		
2009年 8月 1日	第 17 版 発行		
2009年 10月 1日	第 18 版 発行		
2010年 2月 1日	第 19 版 発行		
2010年 7月 9日	第 20 版 発行		
2011年 2月 7日	第 21 版 発行		

編 集 学術講演会運営委員会

発行所 公益社団法人 自動車技術会

〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2

事務局: 技術交流課

Tel. 03-3262-8235

Fax. 03-3261-2204

E-mail: tech@sae.or.jp

© 公益社団法人自動車技術会, 2019

本誌に掲載された全ての記事内容は、公益社団法人自動車技術会の許可なく転載・複写することは出来ません。